

エントリーで！「2,000 円分のおいでんギフト券がもらえる節電プログラム」

個人情報の取扱いについて

～経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の「節電プログラム参加特典」に該当するプログラム～

本要項は、国が行う補助金事業に基づき、おいでんエネルギー（以下、「当社」といいます。）が主催する「エントリーで！「2,000 円分のおいでんギフト券がもらえる節電プログラム」（以下、「本プログラム」といいます。）」の取扱いを定めたものです。

#### 1.本プログラムの概要

本プログラムは、経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の補助金事業に基づき行うものであり、経済産業省が助成するポイントを当社が参加者に付与するものです。

#### 2.適用期間

本プログラムの適用期間は、経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の補助事業に当社が採択された日～2022年12月31日までとします。

#### 3.定義

(1)

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本要項においても同様の意味で使用します。

(2)

おいでんエネルギー規約に定義される言葉は、本要項においても同様の意味で使用します。

#### 4.適用条件等

当社は、以下の条件を満たした場合に、お客さまにおいて「おいでんでの節電チャレンジ！」に web にてエントリー(申込)することにより本プログラムを適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

(1)

個人情報を経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の事務局に提供すること等に同意していただくこと。

<同意事項>

・需給契約に係る全ての個人情報（需給契約名義、住所、電話番号、契約番号、供給地点特定番号等）を経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の事務業務に必要な範囲で電気利用効率化促進対策事務局へ提供すること。

・不正に特典を取得した可能性があると電気利用効率化促進対策事務局が判断した場合、本プログラムの主催者である当社を通じて参加状況等の確認依頼に速やかに応じること。

・不正に特典を取得したことが発覚した場合、当社から特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じること。

(2)

特典付与時点まで、継続して当社の電気をご利用いただいていること。

(3)

過去、おいでんエネルギーの電気料金お支払いについて2カ月以上の滞納が無いこと。

(4)

併せて、今冬に開催する「おいでんでんの節電チャレンジ! 2023年1月~3月」にご参加いただけること。

(5)

過去、経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の補助金事業を通じて2,000円相当の特典をもらったことがないこと。※「電気利用効率化促進対策事業」を通じての特典付与は1回限りとなります。引越した場合や小売電気事業者等を変えた場合など、複数の小売事業者等を通じて、重複でお申し込みをされた場合、特典付与の対象外となります。

## 5.特典付与の対象

当社は、「おいでんのでんき」電気料金メニューに係る需給契約の低圧50kw未満かつ契約容量30A以上「供給地点1カ所につき1口」に対し本要項「6.特典内容」で定める特典を付与します。ただし、この要件を満たさない場合でも、当社が特典付与の対象とすることが適当と認めるときには、特典を付与することがあります。

## 6.特典内容

2,000 円分のおいでんギフト券を 1 回のみ付与します。なお、当社に複数の需要場所を登録している場合、特典を合算して付与することがあります。

## 7.特典送付時期

本要項「2. 適用期間」に定める期間に web よりエントリー(申込)いただいた需要家に対し、本要項「4. 適用条件等」に定める条件に該当する対象を選定し、2023 年 3 月末日までを目途に特典を送付します。特典付与の周知については、送付をもってかえさせていただきます。なお、当社が特典の付与手続きを開始した時点で本要項「4. 適用条件等」に定める条件を満たさない場合、その他国が行う「電気利用効率化促進対策事業」の補助金交付対象外と判断された場合は、特典付与の対象外とさせていただきます。

## 8.注意事項

### (1)

2,000 円分のおいでんギフト券の送付は、経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の補助金事業に基づき実施するものです。本補助事業を通じての特典付与は 1 回限りとなります。引越した場合や小売電気事業者等を変えた場合など、複数の小売事業者等を通じて、重複でお申し込みをされた場合、本補助金事業の対象外となります。

### (2)

本プログラムの参加取消については原則受け付けません。

### (3)

本プログラムは予告なく変更または終了する場合がございます。

### (4)

当社は、本プログラムに関連して、当社が賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。

以上